

社会保障法における情報提供義務 に関する一考察

山下 慎一*

はじめに

- I. 類型化の試み
- II. 理論的進展

〔補論〕議論の枠組みの転換? —— 「マイナンバー法」との関係
おわりに

はじめに

1. 問題の所在——情報提供義務をめぐる「混沌」

(1) 社会保障法領域における制度の複雑性・難解性を念頭に置いた場合、市民が適時に適切な制度を利用する（自らに認められた社会保障の権利を行使する）ためには、市民が、どのような制度をどのような状況下で利用することができるかを知っている——各種社会保障給付に関する正確な「情報」に接する——ことが前提条件となる。しかしながら、社会保障制度の複雑性・難解性は、しばしば市民だけではなく、行政およびその他の社会保障（関連）給付実施主体（以下、単に行政とする）に対しても、制度理解において困難

*福岡大学法学部講師

を強いる。その結果、行政が市民に対して誤った情報を提示する事態も往々にして起こることとなる。そして、行政から不正確な情報を与えられ、それによって不利益を被った市民が、不利益処分の取消し等を求める、あるいは本来得られたはずの利益を得ることができなかつた・精神的な苦痛を被ったとして、損害賠償を請求するというような訴訟も数多く提起されている。

(2) 社会保障法領域における情報の提供（以下、広報・助言・教示等の情報に関わる義務をまとめて情報提供義務と呼ぶ）という論点については、多くの基本書が言及している¹。しかしその位置づけに関しては、社会保障法の総論あるいは通則の部分において「広報義務」あるいは「情報の提供」という（小）項目を設けて扱うものや、（例えば社会手当受給権の法的性格論のように）各論における扱いとするものなど、さまざまである。また、情報提供義務に関する説明と併せて判例・裁判例（以下、単に裁判例という）が挙げられる場合、そこにもいくつかのバリエーションが見られる。

まず、社会保障における情報の提供という論点に言及する基本書のほとんどが、①児童扶養手当にかかる永井訴訟一審（京郡地判平3・2・5判時1387号43頁）ならびに②同控訴審（大阪高判平5・10・5判例自治124号50頁）

¹ 例えば、加藤智章ほか『社会保障法』（有斐閣アルマ、第6版、2015年）139-140頁〔倉田聡〕、菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）64-65、198頁、清正寛・良永彌太郎編著『論点社会保障法』（中央経済社、第3版、2005年）321頁、西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）109-111頁、同『社会保障法入門』（有斐閣、第2版、2014年）304-305頁、西村健一郎ほか編『よくわかる社会保障法』（有斐閣、2015年）296-297頁〔水島郁子〕、堀勝洋『社会保障法総論』（東京大学出版会、第2版、2004年）283-284頁など。また、財政法の観点から社会保障を論じた基本書においても、「制度周知ないし説明」の重要性が指摘されている（確井光明『社会保障財政法精義』（信山社、2009年）49頁脚注53）。さらに、本稿の議論とのかかわりは間接的なものであるが、福祉サービス契約における自己決定の前提条件としての情報提供制度につき、秋元美世・平田厚『社会福祉と権利擁護——人権のための理論と実践』（有斐閣アルマ、2015年）115-116頁。外国法研究としては、アメリカのエリサ法において認められる「信認義務を根拠に情報を提供する義務（積極的情報提供信認義務）」を検討するものとして、大原利夫『社会保障の権利擁護——アメリカの法理と制度』（法律文化社、2014年）15頁以下。

を挙げる。また、比較的近時の基本書には、③身体障害者の介助者の鉄道・バス運賃割引制度にかかる訴訟の一番（さいたま簡判平19・9・28賃社1513号23頁）、④同控訴審（さいたま地判平20・6・27賃社1513号28頁）、⑤同上告審（東京高判平21・9・30判時2059号68頁）、⑥同差戻控訴審（さいたま地判平22・8・25判例自治345号70頁）にも触れるものがある。

その他に、社会保障の情報提供に関し、各基本書のうち少数が挙げるものとして、⑦かなり複雑な事実関係のもとでの児童扶養手当に関する事案（大阪高判平17・6・30判例自治278号57頁）、⑧健康保険法上の傷病手当金の周知徹底にかかる事案（東京地判平10・5・13判タ1013号141頁）、⑨学生無年金障害者訴訟上告審（最判平19・9・28民集61巻6号2345頁）がある。

（3）さらに、社会保障法領域の判例大系²においては、児童手当・児童扶養手当の項目で「担当行政庁の義務」という章が設けられており、その中に、「周知徹底義務」と「教示義務」の節が設けられている。前者では、前掲の永井訴訟への言及があり、後者では、前掲の⑦事件と、⑩その原審（神戸地判平15・12・24判例自治278号65頁）が挙げられている。

また、情報の提供等にかかる個別の裁判例の評釈も数多く公表されており、それらの中でも多数の裁判例への言及がある。

（4）これまで掲げた情報提供義務を巡る事案（とされるもの）の中には、保障方法（社会保険・社会手当・公的扶助）の点からも、あるいは市民と行政とのかわり方・接触態様の点からも、非常に幅広い事案が含まれる。これに対しては、「情報」が問題となったこと以上の共通項を見出すことが困難であるとも評価できよう。このような状況は、先に述べたような、各基本書等における情報提供義務の扱い方の不一致（あるいは体系的整理の不在）とも決して無関係ではない。

² 加藤智章ほか編『新版 社会保障・社会福祉判例大系 第4巻 社会福祉・生活保護』（旬報社、2009年）280-284頁〔倉田賀世〕。

2. 類型化の必要性

(1) 上記の観察からは、数多くの、そして事案の特性も非常に多岐にわたる（あるいは雑多な）裁判例が、情報をめぐる問題としてひとまとめにされることが多い、ということが分かる。しかしながら、このような状況は、学問的にも実務的にも歓迎すべき状況であるとは言い難い。

第一に、取り扱われる事案の幅があまりに広いことから、論点としての特徴を抽出することが困難であり、それゆえに、適切な議論のあり方や適切な法的判断枠組みを（その要否も含めて）検討すること自体が叶わない。既に述べたとおり、情報をめぐる（とされる）事案の中には、非常に幅広い事案が含まれ、「情報」が問題となったこと以上の共通項を見いだすことが困難なほどである。これはそもそも、社会保障法領域において、情報をめぐる問題が、他の論点には解消され得ないような独立した論点を形成していると言えるかどうか自体を疑わせよう。

これと関連して、第二に、社会保障実務に関わる行政職員らが、どこまでの情報を自らが把握して市民に提示すればよいか、あるいは当該情報に関わってどこまでの行為をすることが法的に求められるのかについて、事前に想定をすることが困難となる。行政組織が職員らに対して、情報の提示に関する教育等を実施しようにも、（ほぼ無限の広がりを持つ社会保障関連情報と、無限のバリエーションがあり得る市民との接触のパターンを考えれば）どこからどのように手を付ければいいのかの見当を付けることさえ難しい。このような事前予測の困難性は、行政に対策を立てさせることを諦めさせることにもつながりかねない。その結果、情報に関する行政サービスの向上が図られないとなれば、結局は利用者たる市民への不利益となる。

(2) このように考えると、社会保障法領域における「情報」をめぐる法的義務を適切に類型化することこそが、適切な法的判断枠組みのあり方や、行政に求められる対応等といった実体的議論に入る前の不可避の前提として、

重要であるものと考えられる。

そこで本稿では、まず、従前の学説の議論状況と、これまでに挙げた種々の裁判例の特性を検討することで、社会保障法領域の情報提供義務をめぐる事案群に関する、1つの類型化のあり方を提示したい（Ⅰ）。その上で、情報提供義務をめぐる新たな議論状況を切り開くと思われる近時の裁判例を紹介し、本稿の類型化との関係を検討する（Ⅱ）。最後に、情報提供義務に関する議論の枠組みが、いわゆるマイナンバー法の施行によって大きく影響を受ける可能性がある点についてささやかな指摘を行う（〔補論〕）。

Ⅰ. 類型化の試み

1. 先行研究に見る区分の試み

（1）これまで掲げた書籍ないし論考においても、情報をめぐる法的義務の類型を区別しようとする試みをいくつか見出すことができる。

例えば、先に掲げた判例体系においては、周知徹底義務と教示義務の区分がなされていた。その区分の根拠は必ずしも明確ではないように感じられるが、前者が「受給者が適切に申請権を行使できなかった」場面に関するものであり、後者が「児童扶養手当の受給に関する相談および申請」がなされた場面である、という点に違いが見出されているようである³。さらに、西村健一郎は、「不特定の給付対象者に向けての一般的広報の問題と受給資格を充足する可能性のある特定の者に対する広報とを区別する必要がある」⁴と

³ 加藤ほか編・前掲注2）280-284頁〔倉田〕。

⁴ 西村・前掲注1『社会保障法』110頁。大森正昭「判批（永井訴訟一審）」賃金と社会保障1077号（1992年）29頁、神橋一彦「判批（永井訴訟）」別冊ジュリスト191号〔社会保障判例百選〔第4版〕〕（2008年）215頁も同旨。

の指摘をなしており、当該指摘自体は正当であると考えられるものの、それ以上の議論の詳細は明らかではない。

(2) これらに対して木下秀雄は、ドイツ社会法典第 I 編における「広報」・「助言」・「教示」各義務の規定を手掛かりとして、日本における情報提供義務の在り方についてより詳細な検討を加えている⁵。すなわち、ドイツにおいて、広報とは、「不特定の住民に対して社会法典に含まれる社会保障制度上の権利義務について広報を行うこと」であり、助言とは、「社会保障制度上の権利義務について包括的かつ合目的に教えるために個々の市民と個別的な対話をする事」、また、教示とは「市民が社会保障制度に関連して質問してきた場合に所管する社会保障給付主体がどこか、どこに行けば正確な回答を得られるかを指示すること」と解されているという。その上で、日本における議論に視点を転じ、前掲②の永井訴訟控訴審のように、市民が社会保障制度について「具体的に質問し相談した場合にのみ助言義務違反を論じるのは狭きに失する」としつつ、他方で一般的広報活動については、その手段・方法・程度について「一定の範囲で行政庁の裁量に委ねざるを得ない」ことを認める。その結果、「一般的な広報活動と助言・教示とを区別して、社会保障行政と何らかの接触関係に立った市民に対して、その接触関係から想定できる社会保障情報に関して助言・教示する義務を行政サイドに課し、義務違反がある場合に、少なくとも社会保障給付相当額に対応する損害賠償請求権を生じさせる」との枠組みを提示する。

以上のように、木下は「少なくとも現在の日本での解釈論としては、ドイツ社会法典でいう広報義務と、助言および教示義務を一応区別」すべきとしており、その主張は説得的である。しかしながら、木下の主張における分類の視座である社会保障行政と市民との「接触関係」とは、主として、市民が

⁵ 以下、木下秀雄「社会保障法における行政の助言・教示義務」賃金と社会保障1457・1458合併号（2008年）30-31頁。

行政に対してどのような内容の相談や質問、発言を行ったかという極めて具体的・現実的な接触を指していると考えられ、そこでは、行政と市民の法律関係（市民が既に社会保障給付に対する受給権を得ているのか、それとも未だ権利を取得する前の段階にあるのか等）に対する視点が、少なくとも明示的には設けられていない（その結果、木下は同論考において、助言・教示義務が問題となる事案の例として、「生活保護受給には保護実施機関備え付けの申請用紙が必要であると、そうした申請用紙の交付を拒否し、かつ保護を求める障害者に対して、本人の意思に反して両親に扶養を求めるよう説得を行った」例を挙げる一方で、生活保護をすでに受給している被保護者に対して「福祉事務所が、生活保護受給は短期間しかできないものだ」と誤信させて、保護辞退届けを提出させた」例をも掲げる⁶⁾）。このような区分に対しては、市民が社会保障給付に対する受給権を取得しているか否か等の法律関係の差異によって、行政の情報提供義務の範囲や程度が変わることはないのか、また、それらの議論は社会保障法学上どのように位置づけられるのか（体系上独立した総論的位置づけを得るのか、それとも各給付にかかる各論的位置づけに解消されるのか）、との疑問の余地がある。

（3）このように考えると、行政と市民との具体的な接触の態様のみを視座とした分類では、必ずしも社会保障における情報をめぐる法的義務の体系的整序が達成されないように思われる。よって、社会保障における情報の法的意義を、体系的に類型化するに当たっては、社会保障給付をめぐる市民と行政との法律関係・給付における法的な過程を念頭に置きつつ分類をすることが重要であると考えられる。

⁶⁾ 木下・前掲注5) 32-33頁。

2. 類型化——社会保障をめぐる法律関係と情報提供義務

(1) 堀勝洋は、社会保障「給付を巡る受給主体と支給主体の主要な法律関係」を、「①受給主体による給付の申請、②支給主体による給付の決定、③受給主体の給付を受ける権利」の3過程に分類する⁷。本稿の検討にとっては、差し当たりこの堀の議論が必要にして十分であると考えられるため、以下では当該議論を下地にして検討を進めたい。

まず、①の局面において情報提供義務が重要であることについて、異論はないであろう。また、上記過程のうち②の局面においては、行政の市民に対する情報提供等が問題とはならないため、本稿の関心からは、②の局面を独立に検討する必要はないものと思われる。続いて、③の段階では、既に市民に具体的な給付制度にかかる受給権が発生しているのであるから、伝統的な広報義務の議論を念頭に置いた場合、一見すると情報の提供は重要でないように感じられるが、給付の変更や停廃止等との関係で、この局面でもなお情報提供義務が問題となり得る。よって、堀の議論のうち、本稿の検討にとって重要なのは①および③であるということになる。さらに、①の申請を実施するためには、申請をしようとする具体的制度に対する知識が必要なのであるから、①申請がなされる以前の状態をも、情報提供義務との関係では想定する必要がある。

以上、情報提供義務との関係では、「(a) 市民による申請行為以前の段階 → (b) 申請の段階 → (c) 特定の給付に関する受給権 (堀によれば、年金の「裁定」などの「受給に必要な行政庁の行為がなされ、実際に給付を受けることができるようになった権利)」が生じた後の段階」という3つの法律関係 ((a) を法律関係と表現することが妥当か否かは問題であるが) が重要であると言えよう⁸。

⁷ 堀勝洋「社会保障の給付」日本社会保障法学会編『講座社会保障法 第1巻 21世紀の社会保障法』(法律文化社、2001年)120頁以下。

（２）上記のような社会保障給付をめぐる法律関係と、情報提供義務とをいかに関連付けるかを、具体的事案も交えつつ検討すると、次のようになる。

もっとも他と区別しやすいのが、（ｃ）の特定の給付に関する受給権発生後の段階である。具体的には、遺族年金と児童扶養手当の併給調整規定にかかる事案（原告が児童扶養手当をすでに受給しており、当該手当の受給資格喪失にかかる処分の違法が争われた；一審＝金沢地判平23・4・22、同控訴審＝名古屋高判平25・7・10）や、生活保護の辞退届にかかる事案（保護を受給していた原告が、保護を辞退する義務はないのに、行政の職員の言動等により保護を辞退しなければならないと誤信して辞退届を作成・提出した；広島高判平18・9・27賃社1432号49頁）等がこの類型に該当しよう。そして、この（ｃ）の類型における情報提供義務については、そこで具体的に問題となっている個別の給付制度の法規定を念頭に置くことなしには検討することができないため、（ａ）および（ｂ）と同列には論じにくいように思われる。そうすると、情報提供義務として一般的に取り扱われるべきは、（ａ）および（ｂ）の２類型であると言えよう。

これに対して、（ａ）の申請前の段階と（ｂ）の申請段階の区別については、それほど自明ではない。なぜなら、行政から適切な情報が提示されなかったがゆえに、市民が特定の制度に対する申請をなし得なかったという事案に対する救済として情報提供義務を議論する上では、両者に明確な差異は見出せないためである。しかしながら、それらの間には、市民が行政の窓口を直接訪れて質問をしたような段階から、情報を得るための行動を全く起こしていない（ゆえに行政との個別的接触が一切ない）ような段階まで、様々な事案のバリエーションが存在し、これらに対して、一律に同じような救済を想定することは適切ではないと考えられる。よって、情報提供義務の類型に対

⁸ なお、社会保障給付の中には、「支給要件を充足すれば法律上当然に受給権が発生し、行政による何らの行為を必要としないもの」も存在する（堀・前掲注7）121-123頁）。

応する救済方法の差異までも視野に入れた検討をなす場合には、(a)・(b)の両者を区別する必要性が認められる。

この区別の一案として、西村らが指摘する「不特定の給付対象者に向けての一般的広報の問題と受給資格を充足する可能性のある特定の者に対する広報と」の区別⁹、あるいは木下による、「不特定の住民」に対する「一般的広報」か個別的な助言・教示かという区分が想定されよう。しかし、(永井訴訟も含めて)訴訟で争われた事案のほとんどは、市民と行政とが何らかの具体的接触を持っていた事案であり、行政と一切接触していない市民が「不特定の給付対象者に向けての一般的広報」の違法性のみを争った事案は管見の限り見出せないし¹⁰、また、実際にこのような事案において行政の義務違反を認めることが妥当か否かという問題は別途検討されるべきであろう¹¹。

このように、「不特定の給付対象者に向けての一般的広報」自体の違法が争われた事案が存在しない現状においては、行政と市民との具体的接触があったことを(a)・(b)両類型共通の条件とし、その上で、正確な情報が提供されなかったがゆえに現実には申請にまで至らなかった市民の質問・相談等の行為について、申請行為があったものと擬制することが可能か否かという観点から、(a)・(b)の区分をなすことが便宜であると考えられる。

⁹ 前掲注4に同じ。

¹⁰ そうであれば、「不特定の給付対象者に向けての一般的広報」を想起させるような「広報義務」という用語が、実際には市民と行政との具体的接触が存在した永井訴訟のような事案を指し示す呼称として定着したこと自体がミスリーディングであったとも言えよう。

¹¹ この点、木下・前掲注5)31頁は、「一般的な広報活動」についても、「官報掲載以外の広報をまったく行わなかったような場合はもちろん、誤った内容の広報や、誤解を生じさせるような広報の場合に、損害賠償請求が認められると解」する。確かに、相当因果関係の立証の問題等、困難な点は存在しようが、一般的広報活動に関して損害賠償請求が一切排除されるとは言いきれないように思われる。これに対して、前掲④の介護者割引一審は、「例えば、身体障害者福祉法上、市町村と全く接触を持つ可能性のなかった身体障害者が、市町村に「発見」されなかったり、「必要な情報の提供」を受けなかったからといって、直ちに、市町村に対し損害賠償請求権を取得するというものではない」とする。

より具体的な事案を想定すれば、この区分は、市民が、自らが受給することを欲する制度について具体的に特定をしたうえで質問等をなした場合と、何らの特定もなしに、自らの困窮状態に対応する給付の有無を尋ねる場合の区別である。前者については、比較的申請行為の存在を擬制しやすいと考えられるのに対し、制度の特定すら存在しない後者においては、個別の給付に対する申請があったとまでみなすことは困難（あるいは過度に技術的な解決）であろう。

（3）上記（a）・（b）両類型の区別に関連して、実際に、市民の口頭での相談を申請行為とみなした裁判例がある。前掲の児童扶養手当にかかる⑦事件である。

当該事件は、児童扶養手当の受給につき、支給対象となる子の扶養関係が行方不明者等を含む非常に錯綜した状況で、子のおじ・おばが行政窓口で児童扶養手当の受給可能性に関して繰り返し問合せをしたものの、職員によって支給要件には該当しないとの説明が繰り返され、同手当の申請書を交付されなかった事案である。当該判決は、受給要件等に関する教示義務違反を認めた例として言及されることがあるが、実際には、同判決はおじ・おばの行政窓口での問い合わせを口頭での認定請求と構成したうえで、行政の行為を、認定請求権の行使への侵害と判示している（教示義務違反は、「仮に」口頭での認定請求と構成できないとしても、とする予備的な判断に過ぎない）。この事案のように、市民が制度を具体的に特定したうえで、当該制度の給付に関して行政窓口にお問い合わせを行い、それに対する窓口対応の違法が争われる場合には、申請権（児童扶養手当法においては認定請求権）の侵害と構成する方が実態にも合致し、市民と行政が特定の制度に対する申請という法律関係に入った状態を措定できる（ひいては、市民が具体的な制度特定をしないまま一般的・概括的な問い合わせしかしていない段階に比して、行政に対して高度の義務を課しやすくなると考えられる）点において、市民の救済

にも資すると思われる¹²。

(4) 続いて、それぞれの類型に対応する行政の義務の程度は、申請前の段階よりも、申請の段階に入った場合の方が、市民と行政の接触の様態は濃密であり、かつ提供すべき情報の範囲も限定される（特定の給付が想定されるため、ありとあらゆる給付についての情報というように無制限に広がることはない）と考えられることから、一般的に言って（a）よりも（b）の段階においてより高度になる（より詳細な情報を提供することが要求される）ものと解される。これに対し、（c）の類型は具体的な給付をめぐる事案により行政の義務の程度が決まると言えようが、一般的に言って、すでに発生した受給権の得喪・変更（典型的に問題となるのは不利益変更）処分に直接的に関わる情報が問題となると思われるし、その際に行政が提供すべき情報の範囲はかなり狭く特定されると考えられるので、行政に求められるべき義務の程度はかなり高度になるのではないかと考えられる。

また、救済の内容（市民による申請がなされていない（a）・（b）の類型については、行政行為が介在しておらず、抗告訴訟によることができないため、基本的には国家賠償法による損害賠償請求が念頭に置かれることとなろう）については、「たとえ、情報提供・教示の違法を理由とする損害賠償が認められるとしても、逸失利益まで保護に値するかについては議論の余地があり、積極的損害を填補すれば足りるという考えもありえよう」¹³との指摘がなされているところである。この点も、それぞれの類型に対応して、（a）の申請前段階においては原則として積極的損害のみが填補され（ただし事案によってはこれのみに限られない）、（b）の申請時段階では、正確な情報が

¹² これに対し、後に掲げる⑩事件では、具体的な給付の受給要件や、申請前に実施された「事前調査」において原告に対して受給要件非該当と判断した理由等を、原告が繰り返し行政に問い合わせたという点において、当該給付に対する申請行為があったとも構成できそうな事案であるが、判決は申請行為の存在を否定したうえで行政の教示義務違反を認めている。

¹³ 宇賀克也『国家補償法』（有斐閣、1997年）150頁。

得られていれば申請がなされていたであろうことから、（もちろん、当該給付にかかる申請行為以外の受給要件が客観的に満たされていることが前提であるが）逸失利益としての得べかりし社会保障給付相当額が填補されると考えることができるのではなかろうか（ここでも、（c）の類型については具体的な事案に応じて決まることになる）。

（5）また、以上のような分類を、社会保障法全体の体系にそれぞれ位置づけるとすれば、（b）は総論部分で、申請の権利等との関係において論じることが可能であり（その点では、広くはいわゆる「生活保護水際作戦」等と同じカテゴリーに属するものと考えられる）、（c）については各論部分において、各社会保障給付の受給関係の中で論じれば足りるものと考えられる。その結果、社会保障法の総論として、なおかつ情報提供義務として独自の問題類型となるのは（a）の類型のみであると言い得るのではないかとも思われる。

（6）以上のような類型化により、社会保障法における情報提供義務の体系的整序について、少なくとも手掛かりのようなものを示すことができるのではないかと考えられる。ただし他方で、同分類には次のような限界が存在する。

まず、介護者割引の事案のように、申請行為を観念することができないケースをどのように位置づけるべきかが明らかにならない。このようなケースでも3分類をそのまま利用することができるのか、それとも細部を修正すべきであるのか、あるいはまったく別の枠組みが必要となるのか、本稿では議論することができなかった。

次に、それぞれの類型において、どの程度までの情報提供義務を認めるか、という問題についてである。図式的に言えば、一般的には（a）から（c）へと進むにつれて、「広く浅く」から「狭く深く」なっていくと表現できようが、（a）の類型においてどこまでの範囲の情報提供義務を行政に課すの

か、という問題は残る（社会保障給付に限るのか、それとも公的主体以外が提供する社会保障「関連」給付も含めるのか（介護者割引にかかる裁判例の存在を考えると、前者は採り難いようにも感じられる）。前者を採るとすれば、すべての社会保障給付を含むのか。後者を採るとして、どの範囲までを社会保障関連給付とするのか）。

さらに、行政が情報提供をしなかった場面と、誤った法令の解釈を提示した場面との区別についても、検討をなし得ていない。この点については、「公務員が職務を行うにおいて情報提供・教示をする場合には、それが義務づけられている場合……はもちろん、そうでない場合であっても、法令の解釈を誤ってはならないという行為規範の遵守を義務づけられているとも解しうる」¹⁴のであり、「情報提供・教示が義務づけられていない場合においても、法廷の解釈を誤った場合には、端的に違法とする論理構成の方が分かりやすい」¹⁴というように、情報提供の不在と誤教示との区別を示唆する指摘がある。具体的に両者をどのように区別するのか、あるいはそもそも区別が可能であるのか（一定の接触状況の下では、行政が情報提供をしないことが、利用可能な制度が存在しないのだという誤信を市民に生じさせる場合もあり得るのであり、この場合、情報提供不在と誤教示の区別はかなり相対的なものとなる）という点も含めて、子細な議論を展開する必要がある。

以上の諸点については、今後更なる学説や裁判例等の蓄積を待ちつつ、検討を深める必要がある。

¹⁴ 宇賀・前掲注13) 148頁。

II. 理論的進展

1. 永井訴訟控訴審の影響力

（1）上記のような類型化に従えば、社会保障法領域において、「情報」をめぐる行政の法的義務が、固有の理論的枠組みにおいて語られるべきは、もとより市民と行政との間で特定の制度の給付・受給関係に至っておらず（それゆえに給付に関する不利益処分を受けていないため、端的に処分の違法を争うことができず）、さらに、行政窓口を訪れた市民によっていまだ具体的な制度の特定がなされていない（それゆえに申請権に対する侵害とする構成を採り得ない）場面（上記 I における（a）の類型）に限られると言い得る。

この類型においては、前掲②の永井訴訟控訴審判決の設定した理論枠組みが長年において影響力を行使してきたように感じられる。すなわち、児童扶養手当に関する広報・周知徹底は国の責務であることを認めつつ、当該責務が法的義務であるか否かは、「法律がこれを法的義務として規定しているかどうかによって決まる」のであり、当該義務を定めた法規定がないことから、その方法・程度について「国の裁量」を認める、という枠組みである。また、給付に対する申請が制度上存在しないという点において、永井訴訟をはじめとする本類型とは若干事案を異にするものの、市民が具体的な制度の特定を未だなし得ていなかったという点において共通性を有する前掲④介護者割引控訴審も、総合考慮の枠組みを採りつつ、「本件割引制度を控訴人が説明すべき義務を定めた法令は見当たらない」ことを重要な考慮要素としているように見える。

このような実定法規重視の傾向を受けて、情報提供等の法的義務を認める裁判例も、実定法規の解釈から当該義務を導出しようとしている。例えば、前掲⑤判決（介護者割引上告審）において、裁判所は、介護者割引制度が身体障害者福祉法 9 条 4 項 2 号にいう「身体障害者の福祉に関し、必要な情報」

に該当するとの解釈をなす（また、②判決の原審であるため同判決からの影響を受けたものではないが、前掲①判決（永井訴訟一審）も、児童扶養手当法のように認定請求（非遡及）「主義をとる社会保障について、担当行政庁の周知徹底等の広報義務は……憲法25条の理念に即した手当法1条、7条1、2項の解釈から」、「法的な義務」として導かれるとしていた）。

（2）しかし、近時、当該類型において新たな理論枠組みを提示する裁判例が現れた。特別児童扶養手当に関する事件（大阪高判平26・11・27判時2247号32頁）である。

もとより本稿は本判決自体の評釈を目的とするものではないため、子細な検討をすることはできないが、本稿の問題関心から見た本判決の特徴として、差し当たり下記の数点を挙げることができよう。すなわち第1に、本判決は一般論において、「条理」に基づいて、情報提供等の法的な義務を導いていること、第2に、事案の具体的な解決として、行政の教示義務違反を認め、高額な損害賠償を認容したこと（合計で300万円弱に上っている）である。以上の2点において、本判決は理論的にも実務的にも重要な意義を有するものと考えられる¹⁵。

¹⁵ なお、本判決を掲載する判時2247号32頁の見出しは「重病児の親の窓口相談に対する市の窓口担当者の対応が違法な行政指導であるとして市の国家賠償責任が認められた事例」とされている。しかしながら、（本稿執筆時点において一審判決が公開されていないため、一審における事情は不明であるが、少なくとも）本判決のどの部分にも、「行政指導」の語は用いられていない。そもそも、本件で問題となった窓口対応は、行政手続法2条6号の行政指導の定義（「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう」）にも該当しないものと考えられる。

2. 「条理」に基づく「法的」義務——大阪高判平26・11・27

(1) 本判決の事案は、次のようなものである。

原告らの子が脳腫瘍（小児癌）に罹患し、その入院先の病院の医師から、子の脳腫瘍を切除する手術を受ける必要があり、手術後も抗癌剤の投与等で長期療養を要することの説明を受けた。そこで原告は、仕事を辞めて子の看護に専念することを決意するとともに、それに伴って経済的に苦しくなることが予想されたため、同病院の医事課を訪れて何らかの支援の制度がないかと尋ねたところ、同課の職員から、府による支援の制度があり、大抵は市が窓口になっているから、市の窓口に行けばよい旨助言された。

これを受けて原告は、市の社会福祉課へ行き、子が脳腫瘍で長期療養しなければならず、自身は仕事をするができないので、何か援助してもらえぬ制度はないかと尋ねた。ところが、窓口で対応した市の職員は「ないです。」と即答した。原告は、病院の医事課に相談したことを伝えた上で、再度質問したものの、市の職員は再び「ないです。」と回答した。そのため原告は、そのような援助制度はないものとあきらめて帰宅した。この間の原告と市の職員とのやり取りに要した時間は、およそ5分程度であった。

しかし実際には、原告らの上記事情は特別児童扶養手当の受給を可能とするものであった。よって原告らは、市の職員の上記回答によって当該手当の支給を受けることができなかつたとして、行政に対して、国家賠償法に基づき、慰謝料と得べかりし給付相当額の損害賠償を請求した。

(2) これに対して、本判決は教示義務違反を認めるのであるが、注目すべきはその一般論である。以下、本稿との関係で非常に重要であるため、多少長くなるが、本判決の一般論を3つの部分に分けて引用する。

〔ア〕「認定請求主義ないし非遡及主義」を採用する「社会保障制度の下においては、受給資格がありながら制度の存在や内容を知らなかつたた

めに受給の機会を失う者が出るような事態を防止し、制度の趣旨が実効性を保つことができるよう、制度に関与する国又は地方公共団体の機関は、当該制度の周知徹底を図り、窓口における適切な教示等を行う責務を負う。

〔イ〕「もっとも、制度の周知徹底や教示等の責務が法律上明文で規定されている場合は別として、具体的にいかなる場合にどのような方法で周知徹底や教示等を行うかは、原則として、制度に関与する国その他の機関や窓口における担当者の広範な裁量に委ねられて」おり、「制度の周知徹底や教示等に不十分な点があったとしても、そのことをもって直ちに、法的義務に違反したのものとして国家賠償法上違法となるわけではない」。

〔ウ〕「ただし、社会保障制度が複雑多岐にわたっており、一般市民にとってその内容を的確に理解することには困難が伴うものと認められること、社会保障制度に関わる国その他の機関の窓口は、一般市民と最も密接な関わり合いを有し、来訪者から同制度に関する相談や質問を受けることの多い部署であり、また、来訪者の側でも、具体的な社会保障制度の有無や内容等を把握するに当たり上記窓口における説明や回答を大きな拠り所とすることが多いものと考えられることに照らすと、窓口の担当者においては、条理に基づき、来訪者が制度を具体的に特定してその受給の可否等について相談や質問をした場合はもちろんのこと、制度を特定しないで相談や質問をした場合であっても、具体的な相談等の内容に応じて何らかの手当を受給できる可能性があると考えられるときは、受給資格者がその機会を失うことがないように、相談内容等に関連すると思われる制度について適切な教示を行い、また、必要に応じ、不明な部分につき更に事情を聴取し、あるいは資料の追完を求めるとして該当する制度の特定に努めべき職務上の法的義務（教示義務）を負っているものと解するのが相当である。そして、窓口の担当者が上記教示義務に違反した」場合には、「裁量

の範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上も違法」となる。

（3）このように本判決は、〔ア〕において行政が情報提供に関する「責務」を負うことを指摘したうえで、〔イ〕において、明文の法規定がない場合には、情報提供の方法等について行政に広範な裁量が存在することを認める。この〔ア〕から〔イ〕の流れは、前掲②永井訴訟控訴審判決とほぼ共通している。ところが本判決は、つづく〔ウ〕の部分で、社会保障の複雑性および行政の窓口の役割を根拠として、「条理に基づき」、窓口の担当者の「職務上の法的義務（教示義務）」を導き出す。

以下では、本稿の示した類型化との関連性という視角から、本判決に対し若干の検討を加えたい。

3. 若干の検討（i）——条理に基づく法的義務と、その「高度」さ

（1）すでに述べたとおり（Ⅱ. 1. (1)）、本件の属する（a）の類型においては、情報提供等の法的義務が認められるか否かにつき、明文の法規定が存在するか（あるいは法規定の解釈からこれを導けるか）という点がこれまで重要視されてきたと言えよう。これに対して、（a）の類型に属するものではないものの、本判決と同じく「条理」を用いて情報提供等の義務を導く判決もいくつか存在する。例えば、前掲③介護者割引一審（「申請」が観念できない点において本稿の（a）類型に属すると言えるか不明）が「身体障害者手帳の交付に当たっては、旅客鉄道運賃やバス運賃が、一定の場合には、介護者にも割引になることを教示すべきことは、条理上、交付を担当する公務員の業務であり義務である」と述べる¹⁶。また、⑪石川県および加賀市が支給する「在宅ねたきり老人等介護慰労金」等にかかる訴訟の控訴審（名古

¹⁶ ただし同判決は、「身体障害者福祉法の解釈としても、」当該義務の存在を認め、「条理上ないし実定法上……損害賠償を請求できると解」する。

屋高判平17・7・13判タ1233号188頁；一審＝金沢地判平16・6・14は公刊物未登載。市民が具体的に利用したい制度を特定したうえで行政窓口に問い合わせをしているという点において、本稿の区分けでは（b）の類型に属する）は、介護慰労金の「受給を希望する者に対して上記〔申請権および判断権者による判断を受ける権利という——引用注〕手続的権利を行使する機会を実質的に保障するために必要な措置を講ずる条理上の義務があり、同義務として、速やかに受給希望者に対して、受給申請手続を教示すべき義務がある」と述べている。

この「条理」が、社会保障法上の法源に当たると考える点においては、学説上もほぼ異論がない¹⁷。また、情報提供義務を離れて考えれば、条理を根拠として行政側の一定の法的義務を認める裁判例も多い¹⁹。法律による行政

¹⁷ 例えば、菊池馨美『社会保障法』（有斐閣、2014年）51-52頁は、社会保障法の法源として、「法律の規定がない場合にも裁判規範として用いられる条理の存在が認められる。条理とは、法の一般原則を言い、「条理」そのものが法源として用いられる場合のほか、信義誠実の原則（信義則）や信頼保護原則、平等原則といった一般原則が適用されることもある」とする。

¹⁸ しかし、条理の法源性については、広く行政法一般を考えた場合、常に限定なく認められると言えるわけではない。法の一般原則たる条理と、「法律による行政」の原理との間で抵触が生ずる場合があり得るからである。この問題が先鋭化する領域は租税法（租税法律主義）の領域であるが、社会保障法領域においても、公的年金の受給要件に関して、重要な問題が生じる（東京高判昭58・10・20および東京地判昭63・2・25。以上、宇賀克也『行政法概説Ⅰ』（有斐閣、第5版、2013年）43-53頁）。また、岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂、2001年）29頁も、「社会保障の給付・サービスが直接行政によって提供される場合にも、信義則等の法の一般原則の適用があるが、法律による行政の原則との関係で困難な問題を引き起こす」とする。なお、岩村は、「給付・サービスの受給者と、給付・サービス提供担当者との法律関係が司法上の契約関係である場合には……、慣習法や条理が適用される場合がありうる」と述べており、法の一般原則と条理とを区別する見解を採っているようにも見受けられる。

¹⁹ 例えば、東京地八王子市判平20・5・29（市立小学校に通っていた自閉症児の転落事故につき、市の安全配慮義務を認めた際、事故発生の際の調査報告義務の存在を条理から導く。菊池・前掲注1）51頁脚注13参照）。

²⁰ なお、宇賀・前掲注13）147-148頁は、「情報提供・教示については……本質的には非権力的なものである」と指摘する。

の原理との抵触が生じない²⁰本判決のような事案においては、条理を援用すること自体に特段問題はないものと考えられる。上記のように考えると、本判決は（a）の類型において、具体的な実定法規の解釈から情報提供義務を導くことが困難であるような場合においても、条理によって当該義務を導く余地を開いた（あるいは拡大した）ものとして重要な意義を有する、との評価を与えうる^{21,22}。

（2）この点、本判決の一般論〔ウ〕の部分は、行政に対してあまりに高度な義務を課すものであり妥当でない、との評価もあり得よう。確かに、本事案のような市民と行政の接触の態様（市民から行政に対して、何らの制度の特定もせずに概括的な質問がなされるに止まる；本稿の分類では市民が申

²¹ この点、永井訴訟一審判決に対する評釈において、木下秀雄は、「立法者が人間らしく生活するに必要と認めた給付が実際に要保障者のところに到達するように行政が活動すべきことは、あらためて周知徹底義務について立法上明文規定がなくとも、社会保障の法原理上当然のことであると思われる」と述べる（同「判批」民商法雑誌106巻5号（1992年）158-159頁）。ここで木下の援用する「社会保障の法原理」は、本判決の「条理」とほぼ同旨であると思われる。

²² 法律の根拠なしにこのような法的義務を認めることに反対する説として、堀勝洋『社会保障法総論』（東京大学出版会、第2版、2004年）283-284頁、同「判批」季刊社会保障研究27巻2号（1991年）。堀は、永井訴訟一審判決に対して、「児童扶養手当についての広報義務が法令に明文で規定されていないのに、このような義務違反を認めるのには疑問がある」と述べる（堀・「判批」）。そこでは、反対の根拠として、①行政への過重な負担、②裁判所による実質的な「立法」がなされることに対する批判などが掲げられる。しかしながら、①については、事案を適切に類型化し、市民と行政との接触の態様を考慮することによって、行政が過重な負担を負うことは避けられよう。また、②に関しては、何をもちて法解釈とするかという困難な問題が背後にあるものと考えられ、本稿では詳論することは不可能だが、一般的に言って、明文の法規定が存在しない場合に裁判所が「解釈」によって何らかの法的規範を導くことは、裁判において通常行われていることであるし、また、場合によってはそれが必要であるとも言えるのではなからうか。ただしもちろん、堀もこのことは承知しているはずであり、結局、対立点は、情報周知の義務が行政の当然の義務であると考えなのか、それとも、解釈の枠を超えて裁判所による立法と評価されるほどのドラスティックな議論なのか、という認識の相違ということになろう。私見では、本判決の論理および木下・前掲注21）が説得的であるように感じられる。また、西村・前掲註1）『社会保障法』110頁も、明文の規定がない限り行政側の広報義務違反を認めることは難しいとし、情報提供の義務に関する法規定の整備の必要性を主張する。

請行為に至る前の（a）の類型に属する）において、行政に対してあまりに高度な義務が課せられれば、行政としては「不可能を強いられた」との感を抱くかもしれない²³。そうすると、マンパワーも職員の教育等にかかるコストも無限に割くことはできない行政としては、ありとあらゆる社会保障（関連）給付に関する情報提供体制の構築は諦めざるを得ず、結局は、「重要な」給付（あるいは多額の損害賠償を生ぜしめる可能性のある「経済的価値の高い」給付）を中心とした情報提供体制が選択されることとなろう。結果として、ここでは一定の価値観に基づいた社会保障給付の「序列づけ」の危険性が生まれる。社会保障（関連）給付においては、経済的価値も低く、周縁的なニーズに対応するに過ぎないように他者の目には映る給付でも、特定の受給者にとっては切実な事情に対応する貴重な給付である場合があり得るのであり、給付の「序列づけ」がもたらす情報提供の構造的な欠陥は、社会保障における致命的な問題となり得る。このように考えると、事案類型とのバランスを欠くような高度の情報提供義務は、行政のみならず市民に対しても危険をもたらすと言えよう。

（3）しかしながら、本判決の一般論〔ウ〕の部分は行政に対して高度な要求を掲げているように見受けられる反面、具体的事情に対する当てはめにおいては、本判決はそれほど高度な行為を求めてはいないとも見うる点に、注意をする必要があろう。

すなわち判決は、「〔原告〕の具体的な質問が、長期療養や長期入院を必要とする病気となった子を扶養する者への援助の制度の有無を尋ねるものであったとしても、〔原告〕の相談の趣旨が経済的な援助を受けたいとするこ

²³ これに対して、市民によって具体的な制度特定がなされている（あるいは申請（と見なしうるような）行為がある）ような場合（本稿でいう（b）の類型）や、市民がすでに給付を得ているような場合における保護の変更や廃止等にかかる情報提供の場合（本稿でいう（c）の類型）には、行政としては適切かつ正確な情報を与える義務を負うと判示されても納得しやすく、職員に対する教育等の対策も立てやすいのではないかと考えられる。

とにあったことは明らかであり、かつ、その相談内容に照らして、脳腫瘍に罹患した〔子〕が本件手当の対象となる可能性が相当程度あったものと考えられるから、〔原告〕の相談を受けた窓口の担当者としては、本件手当に係る制度の対象となる可能性があることを〔原告〕に教示し、又は〔原告〕から〔子〕の具体的な病状や日常生活状況等について聴取することにより、〔原告〕らが本件手当に係る認定の請求をしないまま本件手当を受給する機会を失わないように配慮すべき法的義務を負っていた」とする。そうすると、窓口の担当者としては、原告の状況をもう少し詳細に聞き出し、その上で特別児童扶養手当を想起して受給できる可能性があることを指摘すればよかった（あるいは当該給付が自身の管轄外で詳細について不明であった場合、子どもに関する給付を所管する窓口を紹介すればよかったかもしれない）のであり、本判決は行政に対して基本的なことを要求しているに過ぎないようにも感じられる。

3. 若干の検討（ii）——損害賠償の額・範囲

（1）つづいて、本判決の第2の特徴に関して検討する。この点については、損害賠償額の多寡が、理論的かつ直接的に判決の結論に影響するということは考え難いものの、その点が、裁判官が結論の具体的妥当性を考慮する上での一要素となり得ることは否定できないようにも感じられる。原告側の損害賠償請求を認容した判決のうち、例えば前掲①判決において認められた損害賠償額は2万6千円、③判決においては10778円²⁴、⑪判決においては10万円と、いずれも比較的少額であったが、本判決では得べかりし給付額が認められたことから、300万円弱という高額にのぼっている。しかも本判決は、「弁論の全趣旨によれば、〔行政〕の職員に前記教示義務違反がなく、〔原告〕

²⁴ 後に⑥差戻控訴審（さいたま地判所平22・8・25）において10316円に修正されている。

が同職員から適切な教示を受けていれば、主として〔子〕の生計維持に当たっていた〔原告〕は、本件手当に係る認定の請求をしていたであろうことが認められ、その場合には、前記（１）のとおり、本件手当の２級の認定を受け、これに対応する額の支給を受けることができたことと認められるから、上記教示義務違反と〔原告〕に生じた本件手当の２級相当額の損害との間には相当因果関係があるというべきである」というように、比較的簡潔な判示によって結論を導いている。

この点、市民が申請行為を行うための前提とも言える適切な情報の提供がなされてなかったがために給付を得る機会が失われたもので、単に少額の慰謝料等を認めるのでは市民に対する救済が十全になされたとは評価しえないと考える立場からは、得べかりし給付額を損害として認めることは妥当な救済方法であると評価されよう。しかし他方で、この救済方法に対しては次のような難点をも指摘することができる。

（２）まず、判決の言及する「認定請求主義」との関係のいかんという本判決に内在的な問題がある。本判決は一般論〔ア〕の部分において、特別児童扶養手当の「認定請求主義ないし非遡及主義」という性格に言及し、「受給資格者の請求を前提とする社会保障制度の下においては、受給資格がありながら制度の存在や内容を知らなかったために受給の機会を失う者が出るような事態を防止し、制度の趣旨が実効性を保つ」必要があることから、行政における制度の周知徹底と適切な教示の責務を導く²⁵。つまり、本判決が法的義務としての教示義務の存在を認めるに当たって認定請求主義を根拠として持ち出す（それほど認定請求という行為に重要性を認める）のであれば、

²⁵ この点、永井訴訟一審は、非遡及主義の採用を、広報義務を導く際の重要な根拠としていた。これに対しては、広報「義務の他の社会保障制度への拡張を展望するとき、果たしてこのような理論構成がより望ましいものであったのか」との疑問が呈されていた（本田滝夫「判批（永井訴訟一審）」判例自治93号（1992年）103頁）。

認定請求（とみなし得るような）行為が存在しないままに、得べかりし給付を容易に認めるのは背理なのではないか、と考え得る。ただ、この点については、本判決が認定請求主義自体を理論的な根拠として法的義務を導いているのではない（認定請求主義は法的義務の前提たる「責務」を導く根拠なのであり、法的義務の直接の根拠とされているのは社会保障制度の複雑性や行政窓口の役割であると思われる）ことにも注意する必要がある（この点は本判決の射程に関する議論と重なるため、判例評釈に譲る）。

（3）次に問題視されるのは、事案類型との関係における救済方法のバランスという判決外在的な論点である。本判決の言う「認定請求」は、本稿で言う「申請」とほぼ同旨であると思われるが、先にも述べたとおり、本事案においては、市民と窓口の接触の態様（具体的な制度の特定がない）からして、申請行為が存在したと擬制できるような事情は存在せず、判決自身も申請行為があったとの構成を採っていない。この場合に得べかりし利益を認めることになれば、他の事案類型（本稿の設けた類型では（b）；例えば市民が具体的に制度を特定したうえで、当該制度に対する申請を実施したい旨を表明していたにもかかわらず、行政が不正確な教示をしたような事例）との差異が消失してしまうことにならないだろうか。もちろん、情報が関連する全ての類型において、なるべく広く深い救済を市民に与えることも重要であろうが、他方で、社会保障給付の法的過程を念頭に置いた場合、申請行為に関わる場面と、それに至る前の場面について、何らの区別も設けないことは合理的ではないように感じられる。ただしこの点については、申請（とみなし得るような）行為の存在が認められなくとも、得べかりし給付額が相当因果関係の範囲内として認められるという場合も、具体的事情によってはもちろんあり得よう。

4. 社会保障法独自の情報提供義務？

以上のとおり、本判決においては更に検討を深められるべき点がないわけではない。しかしながら、本判決が、明文規定（の解釈）によらずに情報提供等の法的義務を認めた点において、永井訴訟控訴審以来の議論状況を一歩先に進めたことについては異論がなかろう。また、本判決は次のとおり、社会保障法領域独自の情報提供等の義務に関する議論に向けた第一歩を踏み出したものとも評価できる²⁶。

すなわち、判旨が条理によって法的義務を導いた直接的な根拠として挙げられているのは、一般論〔ウ〕のとおり、「社会保障制度が複雑多岐にわたっており、一般市民にとってその内容を的確に理解することには困難が伴う……こと」および「社会保障制度に関わる国その他の機関の窓口は……来訪者から同制度に関する相談や質問を受けることの多い部署であり、また、来訪者の側でも……上記窓口における説明や回答を大きな拠り所とすること」である。

このように、本判決が社会保障の特殊性に言及しつつ、条理上の法的義務を導いている点からすれば、永井訴訟控訴審に対して加えられた「——判決の多弁な判示にもかかわらず——社会保障以外の領域における情報提供・教示に関わる国賠償責任……と結果的にはほとんど径庭がない²⁷」との評価が、本判決に対しては当たらないと言える。

²⁶ ただしこの指摘は、社会保障法領域のみにおいてこのような義務が成立する（他の法領域においては成立し得ない）ということを意味しない。

²⁷ 神橋・前掲注4）215頁。太田匡彦「判批（介護者割引）」季刊社会保障研究46巻3号（2010年）135頁も参照。

〔補論〕議論の枠組みの転換？——「マイナンバー法」との関係

近年成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法。以下、法という）²⁸との関係において、情報関連義務のうち本件のような（a）の類型に関しては、理論的な影響が生ずる可能性がある。

すなわち、マイナンバー制度においては、インターネット上で個々の市民が「マイ・ポータル」（法附則6条5項により設置）というウェブページにアクセスし、そこで「情報提供ネットワークを介した自己の特定個人情報の授受を国民自らが確認できる²⁹」ことになっている。このマイ・ポータルには、「一人一人に合った行政機関……からのお知らせを表示する³⁰」プッシュ型サービス（法附則6条6項2号）が設けられることが検討されている。図式的に言えば、市民がインターネットでマイ・ポータルにアクセスした場合、画面上に、「あなたには児童扶養手当の受給資格があります。〇月〇日まで、〇〇区役所で給付の請求手続をしてください。その際の必要書類は〇〇です」というようなメッセージが表示されるということになろうか。

そうであれば、これは、従来とは全く異なる形の、行政による社会保障制度の広報・周知徹底の在り方である。マイナンバー制度が国民一般を対象に

²⁸ マイナンバー法に関しては、さしあたり、「特集 マイナンバーと実務への影響」ジュリスト1457号（2013年）11-66頁を参照。また、マイナンバー制度と社会保障との関連に言及するものとして、高橋祐介「社会保障と税の一体改革への影響」税研29巻2号（2013年）28頁以下。なお、この論点に関しては、イギリスの非拠出制資力調査付給付として近年導入された「ユニバーサル・クレジット」が先駆的であり、参照に値する。

²⁹ 篠原俊博「番号法施行による地方公共同体への影響」ジュリスト1457号（2013年）60頁。

³⁰ 篠原・前掲注29）61頁。

³¹ また、「媒介行政」概念を用いて給付行政における国家の役割の再定位の可否を検討する論考において、社会保障法に関する情報提供義務についても言及がなされている（原田大樹『行政法学と主要参照領域』（東京大学出版会、2015年）182-183頁）。

することを考えると、当該システムが正常に作動する限り、行政は広報義務を履行しているものと言い得る（広報義務違反が認められる余地が限定される）ことになるのであろうか。当該システムによる、情報提供義務の判断枠組みへの影響に関しては、デジタル・デバイドや社会保障給付請求者の類型性の議論をも視野に入れつつ、慎重に検討すべきであろう³¹。

おわりに

（1）ここまで本稿が考察してきた内容は、大きくは次の2点に集約される。

第1に、社会保障法領域における「情報」に関する法的義務をめぐっては、種々雑多な事案が一括して論じられることが多く、現状では、事案の差異を適切に考慮した体系的な議論を行うことが困難である。そのため、事案の類型化が必要であると考えられる。本稿は、社会保障給付をめぐる市民と行政との法律関係を念頭に、（a）市民による申請行為以前の段階→（b）申請の段階→（c）特定の給付に関する受給権が生じた後の段階、という3類型の区分けを提示した。

第2に、長年において永井訴訟控訴審判決が影響力を行使してきたと考えられる上記（a）類型において、明文規定（の解釈）ではなく条理を根拠として、情報提供等にかかる法的義務を導き出す裁判例が登場したことで、新たな議論状況の兆しが見える。同判決は、社会保障法領域の特徴を重要な論拠としていることから、（他の事案類型との整合性等の点で更なる検討の余地が残されてはいるものの）行政法一般の議論とは異なる社会保障法領域独自の情報提供等義務の可能性を示した点で重要なものであると評価できる。

（2）本稿自身の示し得た限界が示すように、また本稿の考慮の及んでい

ない問題点も多々存在することからも、本稿の提示した議論は一試論に過ぎない。さらに、そもそも本稿のような問題設定自体の必要性・適切性にも異論があり得よう。本稿の議論が、情報社会の高度化に伴って今後さらに重要性を増すものと考えられる、社会保障と「情報」との関係にかかる議論に対する問題提起となれば幸いである。

《参考文献》

- 本文および脚注に掲げたもののほか、
- ・青木淳一「判批（介護者割引上告審）」自治研究88巻6号（2012年）115頁。
 - ・今里佳奈子「福祉と情報」川上宏二郎先生古稀記念『情報社会の公法学』（成文堂、2002年）151頁。
 - ・太田匡彦「権利・決定・対価——社会保障給付の諸相と行政法ドグマティーク、基礎的考察（1）～（3）」法学協会雑誌116巻2号1頁、3号1頁、5号70頁（1999年）。
 - ・小川政亮「社会保障権と広報義務——主としてドイツ連邦共和国社会法典総則における——」日本福祉大学研究紀要74号（1987年）77頁。
 - ・木下秀雄「社会保障における情報と権利」片岡蕙先生還暦記念『労働法学の理論と課題』（有斐閣、1988年）771頁。
 - ・高藤昭「社会保障給付の非遡及主義立法と広報義務——永井訴訟京都地裁判決の検討をとおりして——」判例タイムズ766号（1991年）39頁。
 - ・田村和之「社会保障の組織と運営」日本社会保障法学会編『講座社会保障法 第1巻 21世紀の社会保障法』（法律文化社、2001年）78頁。
 - ・長尾英彦「行政による情報提供——社会保障行政分野を中心に——」中京法学46巻3・4号（2012年）77頁。
 - ・前田雅子「ドイツ社会保障行政における『援助』に関する一考察」法学論叢129巻4号77頁、同130巻2号81頁（1991年）。